



周南市ネーミングライツ 導入ガイドライン

令和2年5月 施設マネジメント課

目次

I 基本的事項	2
1 趣旨	2
2 ネーミングライツ導入についての周南市の基本的な考え方	3
3 ネーミングライツの概要	4
II 具体的事項	6
1 対象施設	6
2 導入の手続き	7
3 契約期間	9
4 命名権の対価（ネーミングライツ料等）	9
5 募集	11
6 愛称使用の基本的条件	17
7 愛称使用の開始時期	19
8 愛称表示に伴う費用負担	20
9 優先交渉権者（次順位者も含む。）の決定方法	21
10 契約の締結（ネーミングライツパートナーの決定）	23
11 ネーミングライツパートナーの特典	26
12 調印式等	27
13 ガイドラインの変遷	28

Ⅰ 基本的事項

1 趣旨

このガイドラインは、周南市の公共施設等（公共施設のほか公共施設を構成する一部施設を含むものとします。）において、命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を導入するにあたって、適正な運用を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法、契約等について基本的な考え方をまとめたものであり、ネーミングライツの導入にあたってはこのガイドラインに沿って所要の手続きを行っていくものとします。

2 ネーミングライツ導入についての周南市の基本的な考え方

周南市では公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、公共施設等の最適な配置の実現を図るとともに、それらに要する財政負担の軽減と平準化に資することを目的に、平成27年8月に本市における公共施設等総合管理計画と位置付ける「周南市公共施設再配置計画」を策定しており、この中でネーミングライツについて次のように定めています。

■周南市公共施設再配置計画 5.4.2 事業手法の適正化等について (P52)

創意工夫による 収入増に向けた 取組み	公共施設の運営や行政サービスの提供にあたっては、民間企業との協業や広告媒体としての提供による費用削減の可能性を検討します。命名権（ネーミングライツ）の運用をさらに推進します。
---------------------------	---

こうしたことを踏まえ、公共施設等の維持管理のための安定的な財源確保と、公共施設利用者に対するサービスの一層の充実に向け、ネーミングライツの導入に積極的に取り組むものとします。

また、周南市行財政改革大綱及びそれに基づく行財政改革プランにおいても、自主財源の確保等に向け、ネーミングライツを含めた有料広告の導入を積極的に推進していくと定められています。

3 ネーミングライツの概要

(1) 内容

ネーミングライツは、市と企業等との契約により、市の公共施設等の名称に、企業名や商品名、ブランド名などを冠した愛称を付与する権利（命名権）の代わりに、命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料等」という。）を得て愛称が付与された施設等の管理運営や提供するサービスの向上に役立てるものです。

(2) ネーミングライツの想定される効果

[ネーミングライツパートナーである企業等にとって]

① 企業等のイメージアップ

愛称を付与した企業等や商品などのイメージアップが期待できます。

② 企業等の宣伝（P R）効果

付与した愛称が様々な機会を通じて、報道機関等で取上げられることで企業等の大きな宣伝効果が期待できます。

③ 企業等のC S R（社会的責任）

今日、企業等には自社の利益のみを追求するだけでなく、自らの組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、様々な活動を通じて社会や地域に貢献することが求められています。

ネーミングライツの対価として支払われるネーミングライツ料等は市にとって貴重な財源確保や施設で提供されるサービス向上につながります。

企業等はネーミングライツパートナーとなることで市のまちづくりに貢献することができます。

[市民・市にとって]

ネーミングライツ料等を得ることにより、市は施設利用者のサービス向上や、市民が望む施策展開等につなげていくことができます。

II 具体的事項

1 対象施設

(1) ネーミングライツ導入の対象施設は、スポーツ施設や文化施設、複合施設や公園など、通例、市が住民福祉の増進を目的として設置した「公の施設（地方自治法第 244 条）」及び公の施設を構成する施設の一部や設備とし、本庁舎や総合支所、支所、学校などは対象としません。（公の施設を構成する施設の一部とは、例えば動物園における各種動物が入る施設や檻などを指し、設備とは施設内に設置されているマルチモニターなどを言う。）

(2) 市は（1）を対象施設としてネーミングライツ導入の検討、実施を行っていきませんが、（1）の対象施設で導入未実施の施設について、企業等は市に対して文書によりネーミングライツの導入を促す提案ができます。

指定管理者や P F I 事業者等は自らが管理運営に関わる、ネーミングライツ導入未実施の施設について、同様な提案ができます。

【施設提案型】

市は提案がなされた場合、この提案を受け施設の性格、利用状況、報道機関での露出度等を考慮して、ネーミングライツの導入を行うかどうか決定することにします。

2 導入の手続き

ネーミングライツの導入が決まった公共施設等については、施設を所管する部署において、本ガイドラインに沿って、ネーミングライツパートナー決定に向け、選定委員会の設置、募集要領・提出様式・審査基準・契約書（以下「募集要領等」という。）の作成、募集、選定及び契約締結等の事務手続きを進めることにします。

○具体的な導入手続き

- ① 導入対象施設の決定
- ② 庁内においてネーミングライツ選定委員会の設置（周南市ネーミングライツ選定委員会設置規程により設置）
- ③ 募集要領等の作成
- ④ ネーミングライツ選定委員会の開催（募集要領等の承認）
- ⑤ 募集（募集期間は最低1ヶ月とし、募集に際しては市広報や市ホームページにおいて周知を図るとともに、報道機関への投げ込み等を実施）
- ⑥ ネーミングライツ選定委員会の開催（優先交渉権者の決定。応募者が一人の場合でも選定委員会は開催。※優先交渉権者とは応募者のうち、ネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ市が有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者を言います。）

- ⑦ 優先交渉権者との協議（優先交渉権者と協議が整わなかった場合には選定において優先交渉権者に続く次順位者と協議。）
- ⑧ ネーミングライツパートナーの決定
- ⑨ 契約の締結
- ⑩ ネーミングライツパートナー決定の周知（市広報や市ホームページにおいて周知を図るとともに、報道機関への投げ込み等を実施。）
- ⑪ 施設表示等の変更（愛称使用開始に備えて施設表示や印刷物等の表記の変更）
- ⑫ 愛称の使用開始

※ 施設提案型の導入施設において、公募によりネーミングライツパートナーが決まらなかった際には、上記⑦を提案者との協議と読み替えて提案者と協議を行い、協議が整えば⑧に示すとおり、提案者をネーミングライツパートナーに決定するものとします。（なお、提案者が応募している場合はこの限りでない。）

3 契約期間

基本的に5年とします。愛称の使用開始時期は後記7のとおりです。なお、契約期間終了後、ネーミングライツパートナーが契約更新を希望する場合は現ネーミングライツパートナーに優先交渉権があるものとします。

※ 基本的に5年とするものの、特殊事情がある場合においては施設を管理する部署の判断でこの年数を変更することができるものとします。

4 命名権の対価（ネーミングライツ料等）

(1) ネーミングライツ料等は、施設の利用者数、報道機関に取り上げられる頻度・露出度及び、他自治体における類似事例などを参考に、施設ごとに決定していくものとします。なお、ネーミングライツ料等は金銭での支払いのほか、施設で利用可能な物品や役務（サービス）の提供、設備の設置等によることもできるものとし、ネーミングライツ料等に物品や役務の提供等を含めるかどうかは導入施設ごとに募集要領等で明示するものとします。

(2) 指定管理者やPFI事業者等が自らが管理運営に関わる施設について、ネーミングライツ導入の募集がなされ、その募集に対して、自らのネットワークなどを活用して応募者を勧誘し、その応募者が選定委員会審査の結果等を踏まえ、ネーミングライツパートナーとなった場合、市は市に対して命名権の対価として支払われるネーミングライツ料等（た

だし、金銭である場合に限る。)のうち、市が定める金額について、指定管理者やPFI事業者等にインセンティブ（成果報酬）として、支払うものとしします。

- ▶どのような場合をインセンティブの対象とするか、インセンティブの割合等をどうするかについては、募集要領においてその都度定めるものとしします。
- ▶ただし、インセンティブの上限額は市に対して支払われるネーミングライツ料の50パーセントとしします。
- ▶インセンティブはネーミングライツ料が納付された後、報償費として支払うものとしします。

5 募集

(1) 募集方法

ネーミングライツパートナーの募集は原則「公募」とし、施設提案型による導入の場合においても同様とします。

なお、施設提案型において、公募によりネーミングライツパートナーが決まらなかったときは、ネーミングライツの導入を促した提案者と協議を行い、協議が整えば、提案者をネーミングライツパートナーに決定することができるものとします。（なお、提案者が応募している場合はこの限りでない。）

(2) 募集要領等

募集要領等は本ガイドラインに沿って、施設を管理する部署において作成するものとし、ネーミングライツ選定委員会に諮り、承認・了解等を得るものとします。

○募集要領に盛り込むべき内容・項目

次の項目・内容について、募集要領等に盛り込むこととします。このほかにも、施設の特性や実態等に応じ、必要な事項があれば追加できるものとします。

①募集の趣旨

ネーミングライツ導入の経緯・趣旨 など

②施設の概要

対象施設の名称、所在地

施設の用途・概要、近年の利用者数

主な行事 など

③契約期間

ネーミングライツが付与される期間（基本的に5年） など

④命名権の対価

希望するネーミングライツ料等の要件

- ・金銭による場合・・・下限（年額・税込又は税抜）、支払時期
- ・金銭によらない場合・・・対価として希望する物品・役務等

（具体的な要件を明示しないこともできるものとします。）

⑤愛称の基本的条件

愛称の付与、使用するにあたっての条件

愛称の使用開始時期

愛称看板の設置 など

⑥ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーへの特典の個別具体的内容

⑦費用負担

市（指定管理者を含む）とネーミングライツパートナーとの基本的な費用負担

⑧応募資格

対象企業等の条件

対象としない者の事由 など

⑨申込方法

提出する書類

申込書類の受付期間及び提出方法

申込時の費用負担

参加辞退の方法 など

⑩質問の受付及び回答

受付期間

受付及び回答の方法

⑪選定方法

選定方法

審査項目及び基準

ヒアリング実施の有無

選定結果の通知 など

⑫優先交渉権者（次順位者を含む）との協議

優先交渉権者とは

優先交渉権者との協議方法

ネーミングライツパートナーの決定

協議がまとまらなかった場合の対応 など

⑬契約

ネーミングライツパートナーの決定

契約締結

契約解除事由 など

⑭調印式の開催

調印式開催の有無 など

⑮問い合わせ先

問い合わせ窓口 など

(3) 応募資格

周南市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた会社・団体等の法人で、基本的に次の条件を満たすものとします。

- ①政治団体、宗教団体、公職にある者が役員を務める団体でないこと。
- ②日本国内に登記簿上の本店、支店、営業所又は事務所を有していること。
- ③法人税、法人事業税、法人住民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- ④経営状況（財務状況）及び経営組織等企業の経営全般において健全な法人
- ⑤次のアからタまでのいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業

ウ 投機的商品に関する業種

エ 債権取立て示談引受け等に関する業種

オ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業

カ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしてい

る業種又は事業者

- キ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ク 前各号に掲げる業種又は事業者をあっせん又は紹介する業者又は事業者
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- コ 周南市暴力団排除条例（平成23年9月22日条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は第2条第2号に規定する暴力団員に該当する事業者
- サ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- シ 行政機関からの行政指導を受け改善がなされていない事業者
- ス 周南市の指名停止を受けている事業者
- セ 周南市の市税を滞納している事業者
- ソ 指定管理者の事業目的と競合関係にないこと
- タ その他市の公共施設等を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

（4）募集期間

募集期間は広く周知を図るため、最低1ヶ月は設けるものとします。

（5）応募の際の費用負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

6 愛称使用の基本的条件

- (1) 公共施設等の名称に、企業名・商品名・ロゴマークなどを冠した愛称を付与し施設の名称として使用できます。
- (2) 愛称は条例で定める施設の正式な名称とは異なります。
- (3) 愛称は日本語及び英語アルファベットにより標記可能です。ただし、企業ロゴやマーク等については、この限りではありません。
- (4) 応募する愛称が、市民や利用者の混乱を招くおそれや、施設利用上支障となるおそれがある場合は、その愛称について協議する場合があります。
- (5) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。ただし、市が認めた場合はその限りではありません。
- (6) ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。
- (7) 決定した愛称及びロゴマーク等に関する知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は、市が無償で使用できるものとします。
- (8) 愛称使用における具体的な条件
 - ① 施設の運営・管理、経営等に影響を与えないものであること
 - ② 民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称は付けないこと
 - ③ 周南市以外の地域を連想させるような名称や、品位、公共性、公益性に欠けるような名称でないこと

- ④ 周南市有料広告掲載取扱要綱（平成18年2月2日要綱第1号）第3条
各号に規定する掲載基準にいずれも該当しないものであること
- ⑤ 愛称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権（※人に備わっている、顧客吸引力を中核とする経済的な価値を保護する権利を言い、著名人などがこれにあたると言われていています。）、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する内容になっていないこと
- ⑥ 公共施設等が指定管理者制度導入施設である場合、指定管理を妨げたり、指定管理者と競合するような愛称でないこと
- ⑦ 以下の条件のいずれにも該当しないこと
- ア 法令等に違反するもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ウ 人権侵害となるもの
 - エ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
 - オ 良好な環境又は風致を害するもの
 - カ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
 - キ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
 - ク 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
 - ケ 愛称に係る事業の内容を周南市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの

- コ 社会問題についての主義主張に関するもの
- サ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- シ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ス 周南市暴力団排除条例（平成23年9月22日条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は第2条第2号に規定する暴力団員に該当する事業者の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- セ その他市が不相当と認めるもの。

7 愛称使用の開始時期

愛称が決定されたのち、市とネーミングライツパートナーで協議の上、準備期間を考慮し、使用開始時期を決定するものとします。

※ 使用開始時期決定にあたって考慮すべき事項は、ネーミングライツパートナー・愛称の決定を受けて市が行う市民やマスコミ等に対する情報発信、ホームページや印刷物の更新、そしてネーミングライツパートナーによる愛称を掲げた看板の製作・設置などが考えられます。

8 愛称表示に伴う費用負担

愛称表示に伴う費用負担等については、基本的には下表のとおりとしますが、状況や実態等に応じて変更できるものとし、その場合は募集要領での明示が必要となります。

区 分	費用負担	
	市 (指定管理者を含む)	命名権者
対象施設等の建物・敷地内サイン（愛称看板等）の新設及び変更（設計、工事、維持管理等を含む。）※1		○
愛称使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や、本市ホームページの表示変更 ※2	○	

※1 新規看板の場合は、設置の可否についても協議のうえ決定します。

※2 本市で発行している印刷物については、残部数や改定時期等を勘案し、協議のうえ、変更時期を決定します。

9 優先交渉権者（次順位者も含む。）の決定方法

（1）選定方法

①優先交渉権者（次順位者も含む。）はネーミングライツ選定委員会において、提出された書類をもとに、内容等について総合的に審査を行い決定することとし、応募者が一者でも審査を行うものとし、ます。

選定委員会における審査の公平性、透明性を高めるため、市は募集に際して募集要領に、審査項目及び審査項目の配点等を明示するものとし、ます。

審査にあたっては、必要に応じてヒアリングもできるものとし、ます。

②ネーミングライツ料等に物品や役務の提供等を含めることとした場合、選定委員会においては、応募者より提案のあった内容が市の求める内容に適合しているかどうかについて審査を行うとともに、他の応募者との提案と比較するため、提案内容を金銭価値に置き換えた上で審査を行うものとし、ます。

③指定管理者やPFI事業者等が自らが管理運営に関わる、ネーミングライツ導入未実施施設について、自らがネーミングライツの導入を促す提案を行い、これを受けて市において募集がなされ、自らも応募した際には、選定委員会の審査にあたって評点に加点するものとし、ます。

評点に加点する点数については、募集に際して、あらかじめ募集要領等で明示するものとします。

〈例〉

	項目	内容	配点
1	応募者の安定性、 適格性	経営状況等 CSR（社会的責任）に関すること	△△
2	愛称	親しみやすさや浸透しやすさ ふさわしさ	△△
3	ネーミングライツ料等	提示された金額や内容に応じて	△△

(2) 選定（審査）結果の通知

選定（審査）結果は、すべての応募者に通知します。

(3) その他

審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、優先交渉権者（次順位者も含む。）を決定しないことがあります。

10 契約の締結（ネーミングライツパートナーの決定）

（1）契約締結に向けた手続き

選定結果を受けて、優先交渉権者と契約締結に向けて協議を行います。協議が整えばネーミングライツパートナーとして契約を締結します。優先交渉権者との協議中に合意の可能性がないと市が判断した場合には、優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位者と契約締結について協議を行うものとしします。

なお、契約締結までの間に、優先交渉権者（次順位者も含む。）が募集要領の条件等を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

（2）契約で定める事項

契約書には必ず次の内容を定めるものとし、このほかの内容についても必要に応じて定めることができるものとしします。

また、契約書の内容については募集開始前に選定委員会に示し決定するものとし、契約書は募集期間中、参加を考えている者が閲覧できるよう配慮しなければならないものとしします。

- 1 総則
- 2 基本的事項
- 3 契約期間
 - ・ 契約期間
- 4 命名権の対価（ネーミングライツ料等）
 - ・ ネーミングライツ料等
 - ・ 対価の支払・提供期限
- 5 愛称使用
 - ・ 愛称使用の開始時期
 - ・ 看板設置等
 - ・ 看板設置等の費用負担
- 6 ネーミングライツパートナーの特典
- 7 権利譲渡等の禁止
- 8 契約解除及び違約金
- 9 損害賠償
- 10 原状回復
- 11 契約更新
 - ・ 契約期間満了時の契約更新に関する事項（ネーミングライツパートナーの優先交渉権）

(3) 契約の解除

契約締結後でも、募集要領の条件等を満たさなくなった場合や、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとしてします。

その場合には、既に提供したネーミングライツ料等は返還しないものとしてします。

既に看板等の設置を済ませていたり、施設表示等を変更していた場合には、速やかに原状回復を図るとともに、その原状回復にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担となります。

11 ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーの特典として、以下の内容を定めることができます。

なお、催しものによっては、その主催者の要請により、特典の内容が一時制限される場合があります。また、特典の権利については、第三者への権利譲渡や転貸等はできないものとしします。

- ①施設に愛称看板を設置することができます。ただし、看板設置については法令、条例に基づく規制や施設構造により一定の制限がなされる場合があります。
- ②ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ③市は、市の広報紙やホームページなどを通じて、愛称の普及と定着を図るとともに、市の製作・使用する印刷物についても愛称を使用します。また、報道機関等を通じて愛称の周知を図ります。
- ④市（指定管理者）と協議・調整の上、年に数回、無料でイベントや催しもの等で施設等を独占的に使用することができます。（具体的な内容、回数等は市（指定管理者）と協議の上、決定することになります。）
- ⑤その他、希望する特典等（付帯条件）があればネーミングライツ応募の際、提案することができます。（提案された内容は審査項目の対象とします。）

※ 愛称使用開始以降に開催されるイベントや催しものであっても、ネーミングライツパートナー決定時に、イベントや催しものの主催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表示することはできません。

12 調印式等

契約の締結にあたって、ネーミングライツパートナー決定を広く周知するため、ネーミングライツパートナーの希望に応じて調印式等を開催するものとしてします。

13 ガイドラインの変遷

令和2年5月 制定

令和3年5月 一部改訂

【主な改訂内容】命名権の対価として物品や役務の提供、設備の設置を
求めることを可能としました。

令和4年10月 一部改訂

【主な改訂内容】

- ▶指定管理者やPFI事業者等が自らが管理運営に関わる施設の
ネーミングライツの導入に貢献した場合のインセンティブ（成
果報酬）制度を創設しました。
- ▶指定管理者やPFI事業者等が、施設提案型制度により自らが
管理運営に関わる施設について、ネーミングライツの導入を促
し、募集が至り、これに自らも応募した場合の評点加点措置を
定めました。